

◎新潟県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月10日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理事 上越市浦川原区飯室574番地 舟波 哲治

退任年月日 令和4年3月23日